

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：日貫保育所	種別：認可保育所
代表者氏名：所長 月森紀美子	定員（利用人数）：20名 0歳児1名、1・2歳児4名 3・4・5歳児15名
所在地：島根県邑智郡邑南町日貫3053-8	
TEL：(0855) 97-0905	ホームページ： http://iwamisakurakai.or.jp/offices/child_welfare/
【施設の概要】	
開設年月日：昭和29年4月1日（日貫社会福祉協議会立はちす保育所として設立認可） 昭和35年5月1日石見町立日貫保育所となる 昭和61年4月1日現在地に新築 （平成16年4月1日より社会福祉法人石見さくら会へ運営委託） 平成30年4月1日社会福祉法人石見さくら会よる民設民営として開設	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人石見さくら会 理事長 漆谷 光夫	
職員数	常勤職員： 5名 非常勤職員 7名
専門職員	所長 1名 保育士 5名
	保育士 1名 保育補助 1名
	保育補助 1名 調理師 1名
	調理師 2名
施設・設備の概要	保育室 (2) 園庭 (1)
	ほふく室 (1) 簡易（組立）式プール (1)
	遊戯室 (1) トイレ (2)
	事務室 (1) 収納式ステージ (1)
	給食室 (1) 洗面所 (1)
	医務室 (1) 入浴場 (1)
	休憩室 (1) AED (1)

③ 理念・基本方針

保育理念

- ◎保育に欠けるすべての子どもにとって、最もふさわしい生活の場を保障し愛護すると共に、最善の利益を守り、保護者や地域と力を合わせ共にその福祉を積極的に増進します。
- ◎集団生活の中で一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう、豊かな人間性を持った子どもを育成します。子育て負担感の緩和を図り安心して子育て・子育てができるよう保護者への支援をし、合せて地域における家庭支援も行います。
- ◎児童福祉の推進を図るために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のため、知識の習得と技術の向上に努めます。又、家庭支援の為に常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発を行います。

保育方針

- ◎十分に養護の生き届いた家庭的な暖かい雰囲気の中で一人ひとりの子どもの個性を大切にし、将来を生き抜くためのバランスの取れたたくましい心と体を作る。
- 一人ひとりの子どもの育ちを支えます
(今をもっとよく生き望ましい力の基礎を培います)
- 保護者の子育てを支えます
(保護者の意向を受け止め子どもと保護者の安定した関係に配慮し援助します)
- 子どもと子育てにやさしい地域を作ります
(地域とのふれあいや連携を図ります)

保育目標

- ～心豊かにたくましく生きる子ども～
- ・いきいき遊び、やる気とやりぬく気力のある子ども
- ・人の話をよく聞き、自分の思いを伝えられる子ども
- ・思いやりと感謝の気持ちを持つ子ども

④ 施設の特徴的な取組

平成30年に現在の社会福祉法人石見さくら会「日貫保育所」として民営化され、木の温もりを感じる平屋建ての保育所で、地域の皆さんの温かい見守りや支援の中で、「豊かな心と健康な体作り」を柱に地産地消にこだわり地元の食材を多く取り入れた「食育活動」を積極的に推進される等、元気な子どもたちを育むための養育サービスの提供が行われています。

地域の信頼や期待に応えた延長保育、土曜保育、障がい児保育等、地域住民の方々の絶大な協力・支援や温かい見守りの中での養育が行われています。

地域密着型の保育所として、地域の皆さまの石見神楽指導やお茶会、お祭りの神輿、庭

園菜園への野菜作り支援、老人会との交流等、世代間を越えた地域に根差した保育所運営が行われています。

また、幼児期における5領域要素のねらいに連動する「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を意識した養育として、子どもの非認知能力を高めるための子どものへの日常的な接し方等の試行錯誤の取り組みがスタートしています。

◎自分たちの地域だからこそできる保育に取り組みます。

豊かな自然、四季の移り変わりをしっかり味わい、体験できる保育
地域の皆様とのふれあいを大切に、共に体験させていただく保育
故郷に伝わる文化や伝統にふれ、共に楽しみ、伝え合う保育を行います

◎世代を越えて関わり合い、ふれあう喜びの中から生きる力を育てます。

在宅親子、小中高、養護学校の生徒、地域の福祉施設の皆様、地域のお年寄り、各関係機関の皆様等、さまざまな人たちとのふれあいを重ねていく事で、優しさ・協調性・社会性を育て、生きる力の基盤作りをします。

◎考える喜び、発見する喜び、知る喜び、学ぶ喜びを共に感じあえる保育をします。

一人ひとりの発達や個性を大切に、年齢の育ちを受け止めた保育をします。さまざまな体験や遊びの中から、自らが気づき感じたことを伝え合い、受けとめていくことで、集中力・持続性・社会性・創造力・忍耐力を育てます。

⑤ 三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年6月1日（契約日） ～ 令和3年11月11日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初回

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

・朝夕の子どもの受け渡し時の声かけや多様な相談対応等、一人ひとりの子ども・保護者に対する日常的なコミュニケーション等が丁寧に行われており、小規模な保育所としての特性を活かした保育所と保護者間の相互の信頼関係の強さを感じます。

・保育士は子育てのパートナーとして家庭との連携を密にし、相互理解と信頼関係を大切にしておられます。

子育てや成長に心配な保護者には、いつでも個人懇談も行いより信頼される関係が築けるよう努めておられます。

・地域との関係性も強く、日貫小学校との交流（運動会への参加、地域・小学校・保育所の定期連絡会）や地域交流として、地域の石見神楽団からの指導、焼き芋おじさんとの交

流及び地域行事等への参加（お楽しみ会、敬老会等）、伝統文化（石見神楽）、自治会（公民館）文化祭等への参加（展示会へ工作等の作品提供）等、地域との異年齢の方々との交流や自然や地域文化の教材を活用した実践的なふれあいによる養育の取り組みが行われています

・社会福祉法人さくら会の人事基準が定められ、法人としての職員行動規範（クレド）及び職員に求められる人材像（保育所としての倫理要領）が定められ、事業計画に基づいた年間の目標面接シートが作成され、人事考課制度による目標の管理が行われています。

年度当初に上司（所長・係長）等との面談を通じて、職員一人ひとりの目標が設定され、中間期、期末期に実績の自己評価の業務実績への指導・アドバイスが行われています。

・法人グループ3園で意識を合せた「食育」に力を注がれています。

各保育所の給食委員会やグループ保育所3園での食育プロジェクトが開催され、各クラス単位の食事状況の情報共有や食事に関心が持てる取り組みとして人気レシピの提示や食育だより、給食だよりの発刊が行われています。

・法人グループ3園で意識を合せた「食育」に力を注がれています。

各保育所の給食委員会やグループ保育所3園での食育プロジェクトが開催され、各クラス単位の食事状況の情報共有や食事に関心が持てる取り組みとして給食の展示や食育だより、給食だよりの発刊が行われています。

・邑南町の「日本一の子育て村」構想に向けた乳幼児・保護者支援としての社会福祉法人として、子育て支援センター（保育所入所前の子育て相談、遊び場提供、子育て交流等）やさくらんぼクラブ（入会制の子育て支援や子育て応援等のサポート等）の運営が行われています。

◇改善を求められる点

◎業務の効率化

・現在、業務の効率化促進に向けたITCシステム化（運営支援アプリ等）の検証による導入計画等が進展しています。

効率的で働きやすい職場環境を通じた保育サービスの質の向上に向けた取り組みに期待します。

◎保育の可視化

日々の毎日の保育の様子やねらいについて保護者に知って頂く事は大事です。今後も保育の可視化を推進して行くうえで、保護者への伝え方（ITCの活用、現在全クラスで活用中の連絡帳等）についても検討されても良いかもしれません。

・経年別の入所児童の増減状況等のデータ指標等を活用した課題改善対策（環境整備、人

員配置、サービス内容等)及び効率的な業務推進に向けたICT促進の検討による導入が間近であることから職員間の導入後の活用方法等の意識共有等の推進による円滑な運営に向けた対策が行われています。

また、地域での少子化の波が大きく、日貫地区以外から入園希望者の増大対策及び地域における当園の機能・役割等の検証等や見直し等の取り組みに期待致します。

・正職保育士は2名(所長を除く)と少なく、現在は退職後の保育士のパート職員を雇用されることで定数を充足しています。特に未満児の場合、保育士があまり交代しない方が望ましいと言われております。安定した職員体制になることに期待致します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

初めて第三者評価を受審いたしました。予想以上に良い評価を頂き驚いております。

小規模な保育所ではありますが、自然豊かなこの地域の中で地域の皆様に見守られながら生き生きと育つ子ども達、保護者が何でも話しやすい保育所であることを大切にしたいと思っておりましたが、特にそういった部分を評価して頂きありがとうございます。

今後は、改善点に挙げられておりました、今後進めていくICT化を進め、保護者へ保育の可視化を含めたサービスの質の向上に取り組んでいきたいと考えます。

また、少子化が進んでおり、入所児数の減少が懸念される所です。今後も職員一同保育所の魅力と保育の質の向上に努めていきたいと思っております。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準(質の向上を目指す際に目安とする状態)

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態(「a」に向けたと取組みの余地がある状態)

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針が明文化され、施設内掲示、ホームページによる地域への公表及び保護者総会や入所時の重要事項説明書、入園のしおり、パンフレット等での説明が行われ、理解を深められています。</p> <p>職員に対しては、新年度始めの職員に対する理念に基づいた保育について伝え、周知が図られています。また、クレド憲章・行動規範等の理解を得るための説明も実施されています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の保育所利用状況、出生率分析、地域特性や要望収集、経営状況分析等、保育所事業を取り巻く環境変化に対する経年別推移のデータ分析が法人本部と連携した検証が行われています。</p> <p>地域要望を反映した延長保育、体調不良時保育、土曜午後保育、一時預り保育、障がい児保育等、利用者に対するサービスの提供が行われています。</p> <p>これからの保育所事業は選ばれる時代に応えることが出来る環境整備や養育内容等の事業推進に向けた事業計画が策定され、年度当初の職員説明時に周知が行われています。</p> <p>非常勤の職員も園長経験者が多いので職員みんなが経営感覚を持っておられます。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>月次事業報告等での施設運営に関する経営状況の把握分析等が定期（四半期）に実施され、施設職員会議やリーダー会で経営課題の検証や対策等が行なわれています。</p> <p>経年別の入所児童の増減状況等のデータ指標等を活用した課題改善対策（環境整備、人員配置、サービス内容等）及び効率的な業務推進に向けたICT促進の検討による導入が間近であることから職員間の導入後の活用方法等の意識共有等の推進による円滑な運営に向けた対策が行われています。</p> <p>また、地域での少子化の波が大きく、日貫地区以外から入園希望者の増大対策及び地域における当園の機能・役割等の検証等や見直し等の取り組みに期待致します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づいた3年間の中期計画が策定され、経営基盤である事業収支計画及び施設運営（保育内容含む）方針等、サービス計画、人材育成、施設の環境整備計画、組織体制等のビジョンが示された計画策定や進捗管理等が行なわれています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中期の事業計画を踏まえ、単年度の事業目標、事業計画、組織及び人員体制計画、人材育成計画、施設等整備計画、地域との関係強化計画、生産性向上計画（ICT化の導入）等が明確に示された単年度計画による運営が行われています。</p> <p>更に、保育所運営計画として、利用者サービスの充実、年間行事計画、食育計画、保護者支援等の計画が策定され、年度当初に職員全体への説明会が開催による周知が適切に実施されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>経営状況は、定期的（四半期）に評価を行い、毎月の進捗状況把握、年間総括としての事業報告等による成果・分析に基づき、次年度の事業等に反映された事業計画が策定されています。</p> <p>また、事業の進捗状況等を職員会議等での周知や人事考課等の面談による事業運営に対する意見・要望等の聞き取りによる改善や見直し等への取り組みが行われています。</p> <p>職員の多くが日常の保育サービス内容等に関心が集まり、組織として目指す事業の経営方針（収支計画・利益計画・施設環境の整備等）への視点が薄くなりがちであることから組織の地域対応や経営状況の分析・課題及び対策等の理解や納得性を高めるための取り組みを更に深めることに期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度当初に開催される保護者総会で保育方針、施設設備の改善計画や年間行事や保育所運営における注意事項等が周知されています。</p> <p>また、ホームページ、パンフレット等への保育方針・保育目標、保育内容、サービス内容等が写真や絵画等でわかりやすく作成された資料による説明等の工夫が行われています。</p> <p>保育指針（2018年）改正の背景や目的を保護者等に十分な理解を得るための子どもの成長過程を保護者と共有する等、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」への環境整備や当施設の目標である「非認知能力の育成」計画等、保育所と保護者間において、十分な理解や相互連携を図るためのドキュメンテーションの実施等で保護者との共有を図り、子どもの養護・教育の一体的保育運営が行われることに期待します。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上を目的として、その都度話し合いを行い、見直し改善に向けて取り組まれ、組織の自己評価（事業分析：四半期）、クラスの指導計画に対する振り返りによる保育の質の向上に向けた取り組みが行われています。</p> <p>また、法人3保育所の所長会等が開催され、現状分析による特性や課題等に対する対策等、改善や見直し新たな取り組みが計画的に行われています。</p> <p>職員一人ひとりの人事考課制度が導入され、自己評価の実施に対する上司との考課面談や施設長との個別面談による職員へのアドバイス等による質の向上の取り組み及び研修要望等の反映による人材育成の取り組みが行われています。</p> <p>今回第三者評価を初受審し、自己評価の機会が増えました。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画の進捗状況の成果・分析（四半期）による検証及び年間での事業報告書による事業運営の分析・評価や課題対策が定期的に法人本部へ報告が行われています。</p> <p>また、指導計画の進捗管理や振り返りの実施や3保育所長会、リーダー会、職員会等において計画に対する達成状況や課題等を明らかにした対策や連携の取り組みが行われています。</p> <p>当施設におかれまして子どもの人間形成に向けた「利用者サービスの充実（非認知的能力の育成）」等の事業計画に反映した取り組みが開始されていますが、更に踏み込んだ保護者支援としてのドキュメンテーション等、日頃の成長の姿を保護者と成長の確認や喜び合いを通じての相互協力等、次への段階的な見通しを持った成長につなげる取り組みに期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>所長は、業務分掌・組織表の提示や所長不在時の権限委任（主任）を明確にした施設運営体制等の構築及び組織の全職員の役割・機能を明文化して保育所内外に公表し、事業計画策定時は、前年度の事業報告作成及び新年度の施設運営方針及び全体的な計画等の作成に向けた職員一人ひとりの意見・要望収集を反映した取りまとめ作成が行われています。</p> <p>事業計画策定時の職員説明及び保護者総会等での新年度の保育所運営方針等の説明等、組織の役割・責任を明確した管理責任者としての活動を展開されています。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人さくら会としての社内指標（クレドカード：職員が心がける信条）等による職員の行動規範が示され、社会的にも理解される組織人としての遵守すべき行動指針（法令等含む）による動議付け（周知並びにポスター掲示含む）が行われています。</p> <p>法令遵守に向けた就業規則、各種マニュアル（個人情報保護、プライバシー保護、ハラスメント防止、人権侵害・擁護、防災対策等）及び計画的に全職員対象の事業所内研修（人権研修、接遇・マナー研修、ハラスメント研修）による理解を徹底するための取り組みが行われています。</p> <p>職場環境の改善・働きやすい職場作りに取り組むために、法人本部でのマネジメント研修が行われています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育所運営における組織全体の事業計画の進捗管理（成果・課題等の分析・対策含む）、日常の保育サービスにおける職員への指導・助言（職員の人事評価等の面談、人材（材）育成計画、災害対策、危機管理、人員確保、環境整備、職員の事務作業時間への確保、働きやすい環境づくり及び業務効率化に向けたITC導入検討等の実施等）及び保護者対応等に加え、地域の関係機関との外部対応機能・役割等の組織内外に対する率先垂範による保育の質の向上に取り組まれています。</p> <p>所長は小規模保育所の利点として、全体の様子を日々見ながら、何が足りなくて、何ができるか分析し、確認し実行できるように保育の向上に向けて取り組んでおられます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場作りとして、人員確保、環境整備、事務時間の確保、仕事の効率化に取り組んでおられます。</p> <p>所内の各種資料の効率的・効果的な業務の実行力を高め働きやすい職場作りを目指し、ITC（パソコン増設による資料作成等及び職員の勤怠管理は実施済み）導入による各種の業務効率化に取り組まれています。</p> <p>働きやすい職場作りを目指し、職員間の意識の共有を図り、効率的で働きやすい職場環境の整備及び保育サービスの質の向上に向けた取り組みに期待します。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>中期事業計画へ人材配置計画を明記した人材確保の取組みが行われています。</p> <p>保育士等の人員確保は、福祉専門学校への対応（実習生、高校生インターシップ等の積極的な取組み含む）、ハローワークや法人によるホームページで採用情報等の掲出による人材確保の取組みが行われています。</p> <p>基本的に職員の採用は法人本部が行っていますが、パート職員の採用については所長裁量があります。</p> <p>職員からの紹介制度もあります。</p> <p>新人職員は、法人内のいわみ西保育所でエルダー制を導入し、育成、指導をしておられます。</p> <p>子育て世代のために3保育所の行事予定が被らない配慮や時間外がないように取り組んでおられます。</p> <p>法人組織としての働きやすい環境づくりが行われていますが、地域での人材確保が非常に難しい地域状況にあり、パート職員（保育所を退職後含む）等の人材確保による職員間の協力体制等での保育所運営となっています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人石見さくら会の人事基準が定められ、法人としての職員行動規範（クレド）及び職員に求められる人材像（保育所としての倫理要領）が定められ、事業計画に基づいた年間の目標面接シートが作成され、人事考課制度による目標の管理が行われています。</p> <p>年度当初に所長が面談をされています。職員一人ひとりの目標が設定され、中間期、期末期に実績の自己評価の業務実績への指導・アドバイスが行われる等の総合評価（成果・情意・能力等）が行われています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>人事考課時の職員面談等を通じた職員一人ひとりへの就業に関する環境等の意識の把握や法人組織としての「ヘルス・マネジメント認定制度」への加入による職員の健康経営が目指されています。</p> <p>働きやすい職場として、ワーク・ライフ・バランスの職場環境を確保するための取組みとして、共済制度や各種の休暇制度（有給休暇、育児休業等）に加えて、子育て世代の職員が安心して休みが取れるための配慮やノー残業に向けた事務処理の作業時間設定等の確保等、業務改善に取り組まれています。</p> <p>また、共済制度や健康診断、健康体操教室、親睦会、予防接種補助、誕生日プレゼント等の福利厚生の実施に向けた取組みが行われています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>期待する職員像が明確化されており、人事考課を行い、一人ひとりの職員の目標を設定し、どういう資格を取得したいか、研修を受講したいかの希望も聞き取り、質の向上に向け努めています。また、年2回の面談の際には目標達成の確認も行われ、今後の業務に活かすための指導・アドバイスや職員の意見・要望等を反映した研修等への取り組みが実施されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画へ職員の人材育成方針や研修計画が明文化され、職員の研修履歴を参考にした石見さくら会保育研究会による事業所内研修、外部への派遣による事業所外研修に加えて、法人全体の研修（人権研修、接遇・マナー研修、ハラスメント研修等）等、学ぶ機会が多く取れるように取り組んでおられます。</p> <p>コロナ禍で外部研修に参加し難い状況ですが、オンライン研修で受講できる機会が設けています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの研修実施記録が作成され、人事考課時の面談等で確認した職員からの意見・要望を反映した年間研修計画が作成れ、研修が行われています。</p> <p>キャリアアップに向けた階層別研修、職種別のテーマ研修等の研修計画が策定されています。</p> <p>職員が受けた研修内容等の研修復命書の回覧や園内研修等による他の職員への共有が図られています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>法人3保育所で共通の実習生受け入れマニュアルに基づき、指導担当は係長があたり、係長による実習プログラムの調整や指導計画ポイント等の指導書作成等が行なわれています。</p> <p>オリエンテーションの実施から始まる実習生の研修を、積極的に受け入れる体制があります。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページに法人全体の組織概要、施設案内、事業計画、収支計画、個人情報保護規定、提供する福祉サービス内容、職員の5つの行動規範（クレド）、苦情解決対応体制等、地域貢献活動、求人募集等々の公表が行われています。日貫保育所の情報公開もされています。</p> <p>また、広報誌「さくらだより」は年3回発行、邑南町内に配布され地域の方々に保育所の取り組みを知って頂く機会があります。</p> <p>インスタグラム等のSNSの活用も積極的に行われています。</p> <p>施設玄関への広報誌（さくらだより）、パンフレット、養育状況の写真等の掲示が行われており、更には、保護者等に対する入所のしおり、毎月の保育所だより、食育だより、給食だより、保健だより、クラスだより等によるきめ細かな情報提供等が実施されています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>経理については、法人本部で行われており、公認会計士による監査も行われています。</p> <p>社会福祉法人さくら会の業務管理規程・経理規定等に基づいた組織的な経営や財務管理等が行われています。</p> <p>また、当保育所での内部権限での事務経費等の適正な運営について、内部経理監査（年2回）が実施され、法人の内部統制の効いた事業運営が行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>新型コロナ禍の影響による地域交流等の延期や中止となっていますが、コロナ感染収束状況等を考慮しながら日貫小学校との交流（運動会への参加、保小連絡会の定期実施含む）や地域の石見神楽団からの指導、焼き芋おじさんとの交流等が実施されています。</p> <p>また、地域交流として、地域行事等への参加（お楽しみ会、敬老会等）、伝統文化（石見神楽）、自治会（公民館）文化祭等への参加（展示会へ工作等の作品提供）等、防災バレード等、地域の皆さまとのふれあいによる信頼関係も深まり、地域社会の伝統文化や暮らし等、世代間を越えた密着型の交流が行われています。</p> <p>地域の子どもたちが参加できる行事の案内があれば掲示等をしてお知らせされています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れマニュアルに基づき、地域の方の協力等による伝統文化の石見神楽指導、菜園の手伝い等及びの地域ボランティア「おはなし会（毎月）」「わらべうた（年3回）」「お茶会（毎月）」「アトリエやアートデー（年3回）」の受け入れによる保育運営が行われています。</p> <p>また、受け入れ体制（窓口主任）の確立及び参加者の名簿作成や守秘義務への署名等の手続きが行われ実施されています。</p> <p>コロナ禍でボランティア支援の受け入れは厳しい現状ではありますが、地域の方々からの積極的に支えられる様子が伺われる子ども子育て支援及び保育所運営への協力活動が展開されています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所運営に必要な関係機関である「行政（福祉課・保健課、子どもまると相談室）、小学校、教育委員会、病院、警察（駐在所）、消防署、子育て支援センター、さくらんぼクラブ」等との連携や緊急対応としての関係性が構築され、リストの整備も行われています。</p> <p>健康診断、子育て支援に関する連絡会や避難・消防訓練等の支援等の保育サービス、緊急時の対応等に関するネットワーク化が構築され、これまで防犯パレードへの参加や消防署の火災訓練、警察（駐在所）の防犯訓練や紙芝居等による交通安全指導等を受け、職員全員が連携対応や連絡網等の理解も図られています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組みが行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の「子どもを支える会」への参加、地域（公民館、自治会協議会）、保小連絡会（月1回）、行政の総支部会への参加等による地域の行事（運動会、文化祭、伝統行事等）や災害対策、交通安全等、情報収集の取り組みによる保育所としての役割等がある場合は、積極的な協力が行われています。</p> <p>地域の多様な意見・要望等のニーズ把握を継続的に実施され、当施設の保有する乳幼児への保育サービスや地子どもは地域の元気の源として取り組まれています。</p> <p>地域の自治会協議会に所長も参加し、子どもたちも出かけて行く金毘羅山の整備や清掃に参加しました。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>邑南町の「日本一の子育て村」構想に向けた乳幼児・保護者支援としての社会福祉法人石見さくら会として、子育て支援センターやさくらんぼクラブ（子育てサポートセンター）が法人内の東保育所で運営が行われ、その支援保育所としての役割も行われています。</p> <p>東保育所内にある子育て支援センターから毎月第2火曜日「ピヨピヨデー」を開いて、子働くお母さんや在宅親子の支援が行なわれており、育児相談は随時受け付けておられます。</p> <p>地域のニーズを反映した「延長保育、土曜日保育、障がい児保育、アレルギー対応保育等」の取り組みが行われています。</p> <p>災害時においては、保育所に準備してある必要な物は提供をされます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人石見さくら会の倫理要領（クレド）及び全国保育士会倫理要領、企業理念・基本方針等に明文化された「子どもの最善の利益を守り」「子どもを尊重し一人ひとりの子どもの育ちを支える」とした職員意識の徹底への共通の理解を深めるための「職員への行動規範、期待する職員像等」が策定され、子どもを尊重した養育サービスの提供が行われています。</p> <p>職員必携ファイルとして、子どもを尊重するための各種マニュアル（保育士業務マニュアル、虐待防止マニュアル等）による組織運営が実施され、全職員を対象とした人権研修、接遇・マナー研修、ハラスメント研修（年1回）等の事業所間研修が毎年実施されています。</p> <p>日貴保育所が行う保育「考える喜び、発見する喜び、知る喜び、学ぶ喜びを共に感じ合える保育をします。」子どもを尊重した養育・支援提供を目指しておられます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は、個人情報保護マニュアルに基づき、業務上知り得た子ども・保護者等のプライバシー保護規定等を遵守し、子ども・保護者のプライバシー守れるよう努めておられます。</p> <p>一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境となるように、トイレの仕切りや着替えをする場面では配慮されています。</p> <p>特に、保育所内での活動の様子の写真等掲出する場合については、保護者同意書の取得等が行なわれています。</p> <p>子ども・保護者にとっても人に見られたくない、知られたくない意識の権利養護が求められていることからプライバシー保護等を意識する取り組みを今後も継続されることを期待します。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>法人の広報誌(さくらだより)、ホームページやSNS等を活用した情報提供が行なわれています。</p> <p>保育所・役場には図や写真・絵を使用した分かりやすい石見さくら会3保育所のパンフレットが用意されています。保育所ではいつでも見学に応じられ対応されています。</p> <p>また、「ピヨピヨデー」も実施していますので、親子で入所前に保育所について知る機会も用意されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>保育入所開始時は、重要事項説明書及び入所のしおり等において、利用者に分かりやすく、保育内容、保育の一日の過ごし方やお預かりする時間や延長保育等の特別メニュー等の紹介、留意事項や利用料金等の保育運営に関する情報提供が適切に行われています。</p> <p>子どものクラスの進級時には、年度始めの保護者総会においては、その年度それぞれの月齢の保育のポイントについて説明が行われています。また、参観日においても担任から変更等の説明が行われています。</p> <p>また、日常の保育運営における保護者との情報交換としての保育日誌や園だより、食育だより、保健だより及び朝夕の送迎時での個別対応等でお知らせが行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所の退所や転園等の場合、保育の継続性を確保するため保護者に引き継ぎ文書を希望されるか確認をされていますが、希望がありません。</p> <p>異動先の保育所からの問い合わせがあった場合には電話での対応が行われています。</p> <p>保育所利用終了後も気軽に相談できることも伝えておられます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、日々の保育中で子ども達の様子を観察しつつ、子ども達の満足度の上昇に努めておられます。</p> <p>保護者総会、個別面談や食事アンケートが実施され、子どもの保育所での様子の共有や保護者からの意見・要望等を反映した保育所運営に取り組まれています。</p> <p>また、日々の連絡帳への意見・要望や朝夕の送迎時等での保護者対応に加えて、毎月の園だより、食育だより、保健だより等による保育・食育・健康管理に関する情報及び留意事項等の提供による取り組みが行われています。</p> <p>保護者アンケートについては次年度に実施予定です。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決要項に基づき、苦情受付（相談窓口）、解決責任者、第三者委員等の配置（年2回開催）等の整備が行われ、苦情解決の流れ及び施設玄関先へ意見箱の設置による苦情や意見等の情報収集が行われ、苦情解決の仕組みは、入所時の重要事項説明書でのご案内や施設玄関等へ解決の仕組みや体制等が掲示されています。</p> <p>職員が保護者等からの苦情・意見・要望等を受けた場合の記録書や管理者（所長）へ報告が行われ、小さな意見や要望も職員が共通認識（理解）するため周知が行われています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者等が気軽に相談・意見が行いやすい特別な相談室は設けられていませんが、保護者等が望まれる時間や職員等を調整し、職員室を面談用として利用し対応が行われています。</p> <p>何よりも大切な朝夕の送迎時に話しを聞いたり、連絡帳による悩み事や相談等について、小規模保育所としての特性を活かした一人ひとりの子ども・保護者に対する日常的なコミュニケーションが丁寧に行われている様子が伺われ、保育所と保護者間の相互の信頼関係の強さを感じます。</p> <p>保育所玄関への意見箱や苦情処理体制等の掲示は適切に行われ、コロナ禍でクラス懇談会は中断されていますが、個人面談等は希望があればいつでも応える旨が保護者へ周知されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者等からの相談や意見・要望等、相談等を受けた担当で判断が難しい案件や自らの対応等連絡ノートを活用した所長への報告・連絡・相談が行われ、対応への指示やアドバイス等による組織的な対応が行われています。</p> <p>保護者の方の相談や意見等、毎日の連絡会（午睡タイム活用）での業務報告等で行われていますが、職員間の共有を図るために職員室の定位置へ連絡ノート設置され、いつでも閲覧ができるようになっています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルに基づいたリスクマネジメント体制（責任者：所長）の構築による安心・安全な保育環境が整えられています。</p> <p>ヒヤリハット、事故報告等があれば、所定の用紙に記載し、報告し職員間で共有し、対策や改善策に取り組みられます。</p> <p>毎月、チェックリストによる施設や遊具・玩具の安全点検が実施され、2ヶ月に1回環境改善委員会による施設の環境維持・改善対策や施設外の他事例の発生要因や改善対策を職員間で話し合いによる共有を図る等、安心・安全な施設運営の取り組みが行われています。</p> <p>危機管理マニュアル、ヒヤリハットマップの検証や対策等の定期的な見直しに期待します。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症マニュアルに基づき、感染症予防対策や発生後の対策に関する研修会が開催され、職員への指導・アドバイスによる日常生活に必要な生活習慣を身に付ける取り組みが行われています。判断に難しい事案の場合には法人内西保育所の看護師にも連絡をし、指示を仰がれます。毎日の施設内の消毒実施や子どもの日常的な手洗い、うがい等の実施も行われています。新型コロナ禍の対策として、地域及び他の園の感染状況等の情報の共有及び感染症を持ち込まない対策（毎日の子どもの連絡帳への体温等の健康チェック記入及び外部者の玄関先での検温検査等）及び子どもの視診による感染対策の予防や対処の取り組みが行われています。</p> <p>なお、インフルエンザ等発生の流行時期は、保護者の送迎時に感染状況等の情報提供による予防対策等の注意喚起の周知や病後児保育の取り組み等が行なわれています。</p> <p>感染症予防対策（マニュアル等）の改善・見直し等は全ての職員へ継続して周知徹底が行われる事に期待します。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルに基づき、毎月の避難訓練の実施（水害、地震、大雪等を想定）、消防署による火災訓練、救急救命やAEDの操作訓練等が行なわれています。</p> <p>また、入所児童の緊急連絡網の整備や災害発生時の安否確認、避難計画（指定場所、避難経路、災害避難責任体制等）が整備され、緊急時の連絡先としての関係機関の連絡先一覧表が施設内に掲示されています。</p> <p>保育所は、災害時においても「事業（保育）の継続性」が求められることから事前の準備・災害発生時・災害発生から保育サービス再開までのプロセス等の体制や施設整備（代替含む）に向けたBCP計画書（事業継続計画）も策定されています。</p> <p>水と乾パンの用意はあります。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員の基本的な保育サービス支援や組織運営等の職員必携ファイルとして、法人クレド、理念・基本方針、事業計画、保育業務マニュアル等が職員全員への配布による共通した福祉サービスの提供が行われています。</p> <p>指導計画や評価シートの共有を図り、担当職員が不在であっても他の職員誰もが同様な養育支援の提供が実施できる取り組みが行われています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>保育マニュアルや全体的な計画は、毎年見直しや改善が行われています。</p> <p>子どもの一人ひとりの発達状況に応じた養育に対する個人記録や指導計画等の振り返り(クラス単位に毎月の保育実績等)や評価実績(四半期単位と年間)等の記録の整理等による各種の計画に対する成果レベルの判定が容易に実施できる等の保育サービスの提供が行われています。</p> <p>新たな保育所保育指針による養護と教育の一体化(幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿)の日常の保育実践において、具体的な10の姿を目指す環境整備に加えた、養育手順やその意図を具体化・明文化整理した養育サービスに向けた取り組みに期待します。</p> <p>保育業務マニュアルは、必要に応じて東・西保育所の主任保育士と日貫保育所の係長が全体の意見を聞きながら見直ししておられます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>入所申し込み時に保護者と面談を行い、子どもの既往歴や予防接種・アレルギー、保護者の保育所に対する希望や要望等の聞き取りを行い、児童票を作成されます。</p> <p>児童票を反映した内容の指導計画が適切に作成され保育サービスが開始されています。</p> <p>また、全体的な計画に基づき、成長段階の一人ひとりの子どものアセスメントによる成長記録等が作成され、新たな成長段階のねらいである5領域目標を指導計画に反映した取り組みが行われています。</p> <p>支援困難ケースについては役場担当者にも相談され対応されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画(月・週案等)に対する振り返りは、定期(週・月単位)に発達段階別(クラス単位)に評価シート等による振り返りが行なわれ、振り返りに対して所長、主任のチェックや指導・アドバイスが行われています。</p> <p>また、新年度に養護と教育の一体的な保育の推進に向けた全体的な計画が示され、発達段階別の指導計画が作成され、四半期単位に指導計画に対する評価としての実施成果や課題等の改善対策等が実施され、年度末は、総合的な年間の評価や次年度に反映させる課題や対策等への総括が行われています。</p> <p>必要に応じて、保護者・職員との連携を取っています。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりやクラス単位の児童票、指導計画書の保育経過記録、健康診断、身体測定等の記録が適切に実施されており、パソコン導入による業務の効率化にも取り組まれています。</p> <p>月1回の職員会議と毎日の連絡会等の開催と所内のパソコンネットワーク化により、他クラス等の記録の確認が容易であることから業務の効率化、共有化が図られています。</p> <p>日常業務の中で、保護者との連絡帳の活用及び日案、週案、月案の保育実施記録等や各種の計画書種類等の記録の煩雑さ解消に向けた検討が進展し、業務運営ソフト等の導入も近いことから質、量、内容等の更なる保育サービスの充実に期待します。</p> <p>記録は紙ベースが主ですが、職員で共有できています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>個人情報保護方針等に基づき、情報保護の重要性を理解し、業務上知り得た個人情報や外延情報等の漏えいの禁止（守秘義務の同意書）等の取り組みが行われています。</p> <p>また、個人情報に関するデータ資料は、施錠（管理責任者：所長）のかかる書庫へ保管され等適正な管理体制（廃棄規程含む）における記録の管理が行われています。</p> <p>個人情報保護規定等の検証や定期的な見直し・改善及び職員への十分な理解を深める取り組みに期待致します。</p> <p>保護者には入所時に写真の取り扱い等についての説明を行ない、同意も得ておられます。</p>		

第三評価結果（保育所）

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画については、前年度の評価（年度事業報告書）の成果、特性、課題等を踏まえた上で理念・基本方針及び事業計画等に基づき、法人の3保育所の所長が集まり、保育指針に基づいて作成されます。</p> <p>作成された全体的な計画は、各保育所に持ち帰り、各クラスで再度検討が行なわれ、各保育所の全体的な計画として、指導計画等に反映されています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>歴史のある木造平屋建て、冷暖房完備（換気、気温・湿度の調整）や新型コロナウイルス感染予防（ノロウイルス、インフルエンザ等含む）対策としての手洗い、うがい、手すりの消毒等や清掃（職員や年長さんの雑巾がけ等）が行われています。</p> <p>保育室が2室の異年齢保育（0歳～2歳乳児：3歳～5歳幼児）クラスの小規模保育環境（未満児室は畳の部屋）ではありますが、保育所の最も広い遊戯室（移動式ステージ含む）が工夫され、大木な工作（牛乳パックで作った隠れ家など）や絵画作成・展示及び絵本コーナ（読み聞かせ）、玩具遊びやかけっこ等明るく元気に過ごす姿が見られます。</p> <p>法人3園で開催される環境衛生委員会（2ヶ月単位）に参加され、園舎（机や椅子、引き戸、玩具、トイレ等）及び園庭（遊具含む）の安全点検（毎月）と改善対策等に加えて、園舎内の冷暖房完備（換気、気温・湿度の調整）や新型コロナウイルス感染予防（ノロウイルス、インフルエンザ等含む）対策としての手洗い、うがい、手すりの消毒等や清掃（非常勤の清掃担当配置）が行われています。</p> <p>午睡時の寝具用布団の保育所完備（睡眠時は、自分のタオルケットを使用する）やオムツ等廃棄処理の保育所対応等、保護者支援の取り組みが行われています。</p> <p>食事の時間には音楽を流し、落ち着いて食べられる雰囲気作りが行われています。</p> <p>建物が古くなり、環境的に難しい点もありますが、職員が動線等を考え工夫しておられます。</p>		

③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・保育方針及び保育目標等に加えて一人ひとりの子どもを受容する事業方針として、乳児期の愛着形成、自己肯定感を高める、発達に応じた関わりや支援等を心掛けておられます。</p> <p>また、制止言葉等、極力発することがないように意識した取り組みに努力されています。</p> <p>子どもの発達段階（過程）や家庭環境等の一人ひとりの心身状況（児童票等の記録）を反映した個別指導計画（未満児）及び指導計画（3歳～5歳児）に対する評価シート作成（記録）が行われ、連絡帳や朝夕の送迎時対応及び保護者の個人面談（要望への対応含む）等による情報共有等、小規模保育所との特性を活かした一人ひとりの子どもの発達や個性を意識した見守り（小規模の特性として、子ども変化を見逃さない）や生活支援及び子どもの訴えを丁寧に聞く等の養育が行われています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣としての給食委員会等の食育計画やマナー（スプーン、箸の使い方等）や健康で元気な体力向上を図るために、自然豊かな地を活かした散歩、野山・川遊び、ホッピング、鉄棒、登棒や園庭での身体をめいっぱい動かす運動の推進や睡眠、一人でトイレができ着替えができる、食事の前や泥んこ遊びの後の手洗いや歯磨き、うがいや身の回りを清潔にできる、読んだ絵本や玩具の後片付けができる等、発達段階に沿った幼児期の生活習慣の習得支援に加えて、非認知能力（粘り強さ、集中力、協調性等）を高める取り組みが行なわれています。</p> <p>身の回りのことを子どもが自分でできる時には見守り、難しそうな時は一緒に行く等、それぞれに年齢に合った保育の仕方を職員同士で連携し取り組んでおられます。</p> <p>保育所での生活環境は、未満児と以上児の2つのクラスであることから生活習慣は、自動的に異年齢保育の集団生活の中で、年上への憧れや年下の面倒を見る等、家庭的な環境の中で見よう見まねで身に付けられる特性があります。</p> <p>時間のペース配分に気を付け、クールダウンの必要な子どもに対しての配慮が行われています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが自主的・自発的に生活や遊びができる環境を整備が行なわれています。</p> <p>環境改善委員会等において、子どもが主体的な活動や自発的に身体をいっぱい使った運動として、園庭での遊具（大きな築山、鉄棒、すべり台等）や玩具等を活用した遊びやリトミック運動等、乳児期からの絵本の読み聞かせの実施や遊戯室を工夫した絵本の読書（図書コーナー）やアートデーや絵画（工作等）ができるための環境整備や日中生活等のスケジュール（園外、園内、地域活動）等、豊富な養育に必要な静と動の子どもの多様性を引き出すバランスの取れた養育に向けた環境が整備されています。</p> <p>また、子どもが主体的に地域との密着型で行われる地域の伝統文化（石見神楽等）の継承や地菜園・畑づくり、野菜の収穫、干し柿作りや地域の老人会との交流等の体験型の様々な取り組みが行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの個別指導計画・個別記録が作成され、コミュニケーション（やさしい喃語への対応等）や愛着関係を深めるスキンシップを十分に取りながら情緒の安定を大切にした安心・安全に配慮した愛着を深めた養護の取り組みが行われています。</p> <p>保護者との連携が重要な乳児保育として、日常の保育内容やミルクや離乳食等の接種状況等の養育支援等の情報交換等、連絡帳、送迎時の対応等を活用した情報共有を図った保育の取り組みが実施されています。</p> <p>昼寝の時間においても「仰向け、呼吸、顔色チェック」目視チェックや睡眠チェック（5分間隔）でSIDS対応に十分配慮した安心・安全の見守りが行われています。</p> <p>0・1・2歳児の異年齢保育です。0歳児はゆっくり寝かせる月齢の子どもはベビーベットを使用し、ほくふ室と保育室の使い分け、同じスペースで遊んだり、配慮されています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児と1・2歳児等の同一クラスの異年齢保育で、自我が芽生え、多くの興味が湧いて、ケガ等のヒヤリハットが多くなる時期の1・2歳児担当の当日の保育担当（OB保育士）を配置し、一人ひとりの援助や安心・安全な養育が行われています。</p> <p>また、一人ひとりの個別記録に基づき、保護者との連携を図るための情報交換（保護者との個人面談、継続した連絡帳、朝夕の送迎時、マチコミ等）を大切にした養育の取り組みが行われています。</p> <p>2歳児に入ると生活習慣を身に付けるための大切な時期、行動範囲も拡大することから園舎内外環境等の危険予知等への十分な配慮した養育が行なわれています。</p> <p>また、午睡時の1歳児のSIDS対策である睡眠チェック（5分間隔）が実施されています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づき、異年齢保育クラスではありますが、3歳児～5歳児の発達過程に応じた食育、運動、遊び及び自然の中での体験や等、指導計画（月・週案）に沿った養育や評価シート等による（発達段階における毎月の振り返り記録）及び四半期単位計画に対する評価・課題の検証等が行われています。</p> <p>社会生活のルール（保育所の約束や決まり含む）が理解でき、地域との交流（文化祭や伝統芸能、老人会との交流等）及び保育所での日常の生活や各種の行事等（菜園活動、運動会、発表会）による友だちとの協働活動（協力・助け合い）による感性や創造性（考える）の発達への取り組みを通じて、健康的で明るく元気に人との関わりが行え、地域の生活環境への関わり、自分の思うことが言葉で表現できるための養護と教育の一体保育が行われています。</p> <p>保育指針に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を具体的に言語化・明文化した目的と活動内容等を5領域と連動させて行く取り組みに期待します。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>障がい児保育サービスの個別指導計画が策定され、医療機関との連携や保護者等との日々の生活の情報交換を密にした当日の心身の状態に応じた養育（療育・支援等）が行われています。</p> <p>保育所として、全職員への障がい児特性に沿ったサポートや配慮等の方法等が周知されていますが、安心して施設での生活を行うために、嘱託医の連携や障がい児保育（配慮の必要な子ども含む）に必要な知識・技術の習得に向けた計画的な職員研修の強化が実施されています。</p> <p>障がい児がいない場合においても社会的な動向や当施設での対応について、年度当初の総会等で継続的に周知を行うなどの取り組みに期待します。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>日常生活が異年齢保育（未満児・以上児）環境の中で、水分補給やおやつ提供が行われ、遊戯室等で保護者のお迎えの時間までの延長保育が行われています。</p> <p>延長保育の対象児童で、保護者等への伝達事項等（体調やケガ内容等含む）が大事であることから早出職員と遅出職員（延長保育担当）の連携（引き継当）を確実にし、お迎え時に内容等を報告されています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学を見据えた小学校との保小連絡会（小学校教員や校長の来所や当園の担任・所長の小学校訪問等による入学に必要な情報交換等）や学校見学（一日入学体験）等の取り組みが行われています。</p> <p>就学前の子ども一人ひとりの発達状況の記録（保育日誌、連絡帳、発達経過記録、児童簿（就学前検診）等による子どもの特性等や保護者要望や同意を踏まえ、保育所児童保育要録等へ反映され、入学対象の小学校への引継ぎが行われています。</p> <p>保護者とは面談を通じ、就学に向けての相談も行われています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルに基づき、健康計画を策定されています。</p> <p>日常の保育の中で毎朝の視診表、身体測定（毎月）、歯科検診（年2回）、健康診断（年2回等）、経過記録（発達）を活用した健康・安全対策等、職員の共通認識や対応等による子ども一人ひとりの健康管理が行われています。</p> <p>毎年、保護者に家庭状況、既往症、予防接種状況等を記入してもらい保育所で保管しています。子どもの体調が悪くなった場合は看護師に伝え、所長・主任に確認し、保護者へ連絡します。保健だよりは毎月発行され、その時々々のタイムリーな話題を中心に取り上げています。</p> <p>SIDSのチェックが必要な0・1歳児は5分おき確認されており、近日入力システム「ホイシス」が導入されます。</p>		

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>嘱託医による健康診断（年2回）や歯科検診（年2回）が実施され、保護者等へその結果報告が実施され、家庭においても健康管理や歯磨きや虫歯の早期治療等の取り組みが行われています。</p> <p>また、歯の健康教室（年1回）が保護者を対象に実施され、乳幼児（乳歯の健康）の重要性及び歯磨き指導や保育所でのフッ素洗口の取り組みが行われています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー対応マニュアルに基づき、アレルギーに対する研修、緊急時の対応について学んでおられます。</p> <p>アレルギー疾患（慢性疾患等）のある子どもの医師からの指示書を基に、保護者と情報共有を図り、保育所で対応されています。</p> <p>配膳時は、除去食&代替食を給食担当と保育士の相互に再確認行い、専用トレーへの氏名提示、色違いの食器での提供等、誤食の防止対策が行われています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>発達段階（クラス単位）に応じた年間の指導計画、法人3園グループとしての食育計画表が作成され、乳児期の健康や成長には「食べる意欲を育てる大切」を目的に、落ち着いて楽しい食事が食べられる雰囲気づくり（音楽、言葉がけ）、興味関心を引き出すために調理師がクラス単位に食事の前の食材の紹介や作り方の説明の実施や季節を感じる食材の提供等及び食事をしっかり食べる大切さやマナーを身に付ける（個人差を考慮したフォークや箸の使い方の練習や椅子に座る、背中を伸ばして食べる姿勢等）支援や指導が行われています。</p> <p>また、まき餅づくりや菜園での野菜づくりや収穫した食材の紹介や作り方の説明の実施や季節を感じる食材の提供等を学んだり料理したりを経験する等の食事を楽しくむ工夫が行われています。</p> <p>施設内の給食委員会（毎月）及びグループ保育所3園（食育プロジェクト）が開催され、各クラス単位の食事状況の情報共有（食育の反省会等）や食事に関心が持てる取り組み（給食の展示）や食育だより（毎月）、給食だより（毎月）の保護者提供が行われています。</p> <p>苦手な物でも少しずつ食べれるよう声かけをし、子どもたちが好む食事や栄養を考えた献立等の工夫をしています。</p>		

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>食の安心・安全な食の提供（栄養士、調理師による月ごと交替で給食時にクラスに入り、子ども一人ひとりの安全な食材の大小や食べる量、固さ柔らかさや食材や料理品目の好き嫌い等の様子観察等が行なわれ、調理時の工夫等が行なわれています。</p> <p>毎月メニューや食材について載せる「給食だより」と食に対する内容の「食育だより」を発行しておられます。栄養士から給食についてのお話も行われています。</p> <p>衛生管理マニュアルに沿った衛生管理も実施されています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者総会、個人面談等による年間の保育方針・内容及び行事予定等の事業計画の周知や説明が実施されてきましたが、コロナ禍でクラス会等の開催の削減や各種行事（3密の防止等）の中止・延期が余儀なくなっていますが、保護者への信頼関係の構築に向け、個人面談の実施や日常における保護者の要望等での面談の実施や連絡帳での情報交換、朝夕の送迎時の保護者対応等が行われています。</p> <p>子どもの成長記録（児童票・保育経過記録・地域行事、保育所行事や日常活動状況の写真・映像記録等）を基に、ドキュメンテーションの開催等（コロナ禍克服後等）現状の成長を保護者と喜び合い今後の養育方法（10の姿を实践する環境確立等）等を共有する場を設ける等、共に相互作用した子育て支援（養育）を行う連携強化の仕組みに向けた工夫等に期待します。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個人面談等や朝夕の送迎時での保護者との意見交換や連絡帳のやり取りでの保護者の意見・要望を反映した「延長保育、体調不良時保育（病後児保育）、土曜午後保育、一時預り保育、障がい児保育」や園内開放、育児相談等、子育て支援サービスの提供を行ない安心して子育て出来るよう支援を心掛けておられます。</p> <p>また、仔細なことも早急に対応し、保護者が安心して子どもを預けることができるように心掛けています。</p>		

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>虐待防止マニュアルに基づき、職員への対応等の周知が行われ、日々の子どもの視診や子どもの様子の変化（顔色等）や着替え等での身体の異常等を担当保育士が観察しながら何かの異常があれば、所長への相談・報告する体制（関係機関等の連携等）が整えられています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>職員一人ひとりが、月案・週案の見直しの際に、保育実践の自己評価及び自己反省が行なわれています。</p> <p>年間指導計画においても3ヶ月ごとに自己評価・反省を行い、主任・所長が都度目を通し確認し、コメント、アドバイスを残されています。</p> <p>人事考課の面談時にも振り返りの機会が持たれ、四半期に目標の進捗状況の報告も行われています。</p>		